

## 国際生活機能分類—小児青年版（仮称） （ICF—CY）の概要について

### （International Classification of functioning, Disability and Health – Version for Children and Youth）

2006年11月 WHO—FIC（WHO 国際分類ファミリー）ネットワーク会議（チュニス）で採択された ICF—CY について、以下概要を整理する。

#### 1. はじめに

- ICF—CY は ICF の派生分類という位置づけであり、18 歳未満の新生児・乳幼児・児童・青年を対象とする。この 18 歳未満という ICF—CY の対象の設定は、国連総会において採択されている「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」に準拠しているものである。
- ICF—CY は、派生分類として ICF 本体から由来しているものであり、そのため、ICF 本体と整合性を持ち、分類構造、カテゴリーは同じである。  
ICF 本体は総合的なものであるが、ICF—CY は、成長・発達期の特徴を記録するために必要な、詳細な内容を補うものである。
- ICF—CY と ICF 本体との違いは次の 4 点である。
  - ① 記述内容の修正と拡張
  - ② 新しい項目を未使用コードへ割り付け
  - ③ 「包まれるもの」「除かれるもの」の基準の修正
  - ④ 発達の側面での評価を含むために評価点を拡張

#### 2. 目的

- ICF—CY は、臨床家・教育者・政策決定者・家族・本人・研究者が、小児・青年の健康と生活機能の特徴を記録するために用いることを目的とする。

- 小児・青年の生活機能（心身機能・活動・参加）の上での問題、また小児・青年に関係深い環境因子についての思考の枠組みと共通の用語を提供する。
- ICF-CY は小児・青年の健康・生活機能・発達に関する、専門・政府部門・国境を越えた「共通言語」である。

### **3. 開発過程**

- WHO からの要請にこたえて 2002 年春に作業グループが発足  
2002-2005 年に開発、フィールドトライアルを行い、2006 年秋に最終案を WHO に提出

- ICF-CY の開発に当たっての基本的な考え方

#### (1) 理論的根拠

- ① 実践的見地：医療・教育・福祉・ハビリテーションへのアクセス権の確保のための分類システムの必要性。
- ② 哲学見地：基本的人権を含む必要性。
- ③ 分類学的見地：ICF の派生分類としてより細かくみることで、より成熟した生活機能の前駆形態をとらえること。
- ④ 公衆衛生的枠組み：生活機能低下と障害を予防するための人口集団に基盤をおいたアプローチにとっての共通言語の必要性。

#### (2) 児童・青年を対象とする際の諸問題

- ① 家族システムにおける児童：児童は連続的に依存から成熟・自立への道をたどる。その背景としての家族の影響は生涯の中でこの時期に最も大きい。
- ② 発達の遅れ：心身機能・身体構造の発現や技能の獲得には個人差が大きい  
が、それらは永続的なものではなく、発達の遅れと関連している。
- ③ 参加：発達に伴い生活・人生場面は劇的に変化する。幼いほど参加の機会  
は親・養育者などの影響を受けやすい。
- ④ 児童の環境：発達段階によって児童の能力と自立性は向上し、それに伴って環境のもつ意味は異なってくる。児童の環境はごく近接したものからより遠い環境へと徐々に広がっていくことに注意が必要である。

# 「活動」と「参加」の具体的評価方法の対応について

## 1. 「活動」と「参加」の概念について

「活動」と「参加」については、それぞれ以下のように定義される。

- 活動 (activity) は、課題や行為の個人による遂行のことである。それは個人的な観点からとらえた生活機能を表す。
- 参加 (participation) は、生活・人生場面への関わりのことである。それは社会的な観点からとらえた生活機能を表す。

現在、ICF では、「活動」と「参加」の概念はそれぞれ定義づけられているものの、分類項目は、「活動と参加」として一つにまとめられて提示されている。どの項目を「活動」の項目として使い、どの項目を「参加」の項目として使うかは、使用する国や使用する目的に応じて設定することとされている。

<留意点>

同じ分類項目名であっても「活動」と「参加」は一対一に対応するものではなく、一つの「参加」を実現するには、当該分類項目名の「活動」以外に多数の「活動」が必要となる場合がある。

## 2. 「活動」と「参加」を評価する上で検討を要する事項

- 「活動」と「参加」を評価する目的及びその利活用の在り方
- 「活動」と「参加」のリストの取扱い（「活動」と「参加」のどちらで評価を行うか）
- 「活動」と「参加」の具体的評価方法

## 3. 背景等

- 現時点において国際的に標準化された具体的な評価点基準は定められていない
- WHO から各国に、継続的なデータの積み重ねによる検証が求められている

- 今後、WHO における国際的な議論の中で、具体的な評価点基準が定められる可能性がある

#### **4. 当面の対応案及び考え方**

以下は、前回の専門委員会における議論を踏まえ、当面の対応案や考え方について、整理したものである。

##### 「活動」と「参加」を評価する目的及びその利活用の在り方について

- 目的及びその利活用の在り方について、制限を行うものではないが、原則として、
  - ① 統計における活用
  - ② 異なる職種間における共通の言語としての活用
  - ③ 個人の、生活機能の変化の把握（異なる時点での対象の変化の把握）といった利活用が、考えられるのではないかと。
- 特に、「よりよい生活を送るためにどうすればいいのか」ということについて、当人、家族及び専門職種を含めた関係者の間で、気づき、考えるための共通認識を得ることが目的となるのではないかと。

##### 「活動」と「参加」のリストの取扱いについて （「活動」と「参加」のどちらで評価を行うか）

- 評価する項目の選択も含め、「活動」で評価するか、「参加」で評価するか、または、両方で評価するかを選択については、現在、知見を収集し、分類を活用できるよう作り上げていく過渡期であることから、目的に応じて使用者の選択に任せることとしてはどうか。

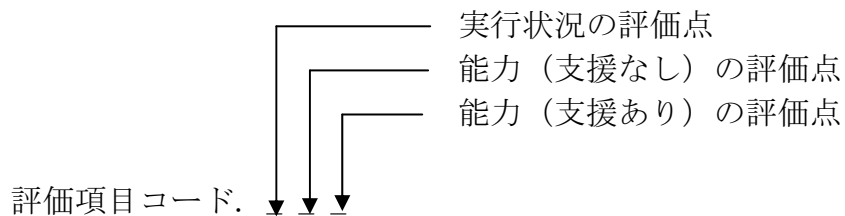
##### 「活動」と「参加」の具体的評価方法について

- 「活動」と「参加」の評価点基準を暫定案として提示してはどうか（別紙1）。
  - 評価点基準（暫定案）は、今後、より効果的な使いやすい評価点基準を策定するためのたたき台としてはどうか（暫定案を原則とし、今後、微細な修正しか受け付けないというものではない）。
  - ICF を活用するにあたり、全く異なる評価点基準が無秩序に乱立するよりも、粗々であれ、暫定案があった方が、活用しやすく、また、実際に活用した際の経験や、得られたデータを基に、評価基準策定についての生産

的な議論が可能となるのではないか。

- 国際的な検討の場への対応として、我が国としての方針を決定し、意見を行う場合、裏付けとなるデータが必要であることから、データを得るために、暫定案であれ、評価点基準を提示する価値はあるのではないか。
- 評価点基準（暫定案）が、あくまで、今後、評価点基準を策定するためのものであることや、WHO における勧告等によって、変更となる可能性があることについては明記することとしてはどうか。
- 評価点基準（暫定案）は、必要に応じて適宜改正を行うこととしてはどうか。

- 活動と参加は、「実行状況」、「能力（支援なし）」及び「能力（支援あり）」の3つの評価で評価点をつけることとし、ポイント以下第3位まで使用することとしてはどうか。



「活動」及び「参加」の評価点基準(暫定案)  
(平成19年3月版)

※注意

- ICFを活用するため暫定的に設定した評価点基準案です。
- 今後、WHOにおける検討結果等によって、変更となる可能性があることについては、留意してください。
- (暫定案)は必要に応じて改正を行います。

## 活動の評価点基準（案）

### 【活動（activity）：課題や行為の個人による遂行】

- 実行状況（個人が現在の環境のもとで行っている活動や参加の状況）の評価基準  
ポイント以下第一位で使用

評価点	評価	内容
0	普遍的自立	生活の場以外での環境（外出時、旅行時などにおける環境）においても自立している
1	限定的自立	生活の場（本人の状況に応じて自宅、自宅の一部、病院、施設など）およびその近辺の、限られた環境のみで自立している
2	部分的制限	部分的な人的介護（※）を受けて行っている ※「部分的な人的介護」は「見守り」「うながし」等を含む
3	全面的制限	全面的な人的介護を受けて行っている
4	行っていない	禁止の場合を含み行っていない

- 能力（ある課題や行為を遂行する個人の能力）の評価基準  
ポイント以下第二位及び第三位で使用

評価点	評価	内容
0	普遍的自立	生活の場以外での環境（外出時、旅行時などにおける環境）においても行うことができる
1	限定的自立	生活の場（自宅、病院、施設など）およびその近辺の、限られた環境のみで行うことができる
2	部分的制限	部分的な人的介護（※）を受ければ行うことができる ※「部分的な人的介護」は「見守り」「うながし」等を含む
3	全面的制限	全面的な人的介護を受ければ行うことができる
4	行うことができない	禁止の場合を含み行うことができない

## 参加の評価点基準（案）

### 【参加（participation）：生活・人生場面への関わり】

- 実行状況（個人が現在の環境のもとで行っている活動や参加の状況）の評価基準  
ポイント以下第一位で使用

評価点	評価	内容
0	活発な参加	常に又はしばしば、全面的な参加を実現している (人的介護の有無は問わない)(注)
1	部分的な参加	時々又は部分的な参加を実現している (人的介護は受けていない)
2	部分的制約	部分的な人的介護(※)を受けて、時々又は部分的な参加を実現している ※「部分的な人的介護」は「見守り」「うながし」等を含む
3	全面的制約	全面的な人的介護を受けて、時々又は部分的な参加を実現している
4	参加していない	禁止の場合を含み参加していない

注：ただし、頻度及び人的介護の有無等にかかわらず、高い水準での参加については評価点0とする。

- 能力（ある課題や行為を遂行する個人の能力）の評価基準  
ポイント以下第二位及び第三位で使用

評価点	評価	内容
0	活発な参加	常に又はしばしば、全面的な参加を実現することができる (人的介護の有無は問わない)(注)
1	部分的な参加	時々又は部分的な参加を実現することができる (人的介護は受けていない)
2	部分的制約	部分的な人的介護(※)を受ければ、時々又は部分的な参加を実現することができる ※「部分的な人的介護」は「見守り」「うながし」等を含む
3	全面的制約	全面的な人的介護を受ければ、時々又は部分的な参加を実現することができる
4	参加を実現することができない	禁止の場合を含み参加を実現することができない

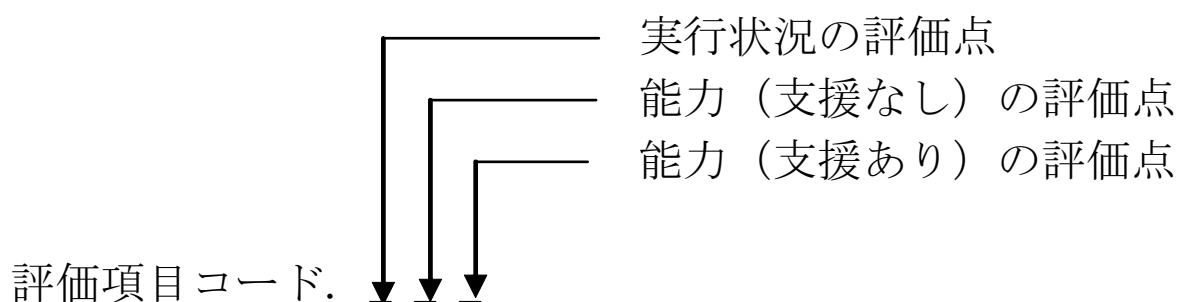
注：ただし、頻度及び人的介護の有無等にかかわらず、高い水準での参加については評価点0とする。



## 評価点をつけるに当たっての原則等

### <原則等>

- ICFの活用によって、評価点をつけることそのものが重要なのではなく、「よりよい生活を送るためにどうすればいいのか」ということについて、当人、家族及び専門職種を含めた関係者の間で、気づき、考えるための共通認識を得ることが重要です。
- 各項目は、WHOが提示した定義に従ってください。項目そのものの定義については、変更して使用しないでください。
- 評価点基準暫定案は、今後、より適切な評価点基準を作成するために、策定されたものであることを念頭に置いてください。将来的な具体的目標は、以下の通りです。
  - ① 統計における活用
  - ② 使いやすい共通言語としての評価点基準の策定
  - ③ 個人の生活機能の変化の把握
- 個人の生活機能の変化を把握し、共通認識を得るためには、評価点をつけるだけでなく、当人の状況等について記載することが望ましいのではないかとこの意見があります。
- 「活動」で評価する場合も、「参加」で評価する場合も、「実行状況」、「能力(支援なし)」及び「能力(支援あり)」の3つで評価を行い、そのポイント以下の記載は以下のとおりです。



## ICFを活用した「活動」及び「参加」の評価

- 何の目的でICFを利活用するのか明確にした上で、評価する目的に応じ、ICFの項目を選びます。
  - ICF「活動」と「参加」の項目参照(d評価項目コード)
  - (※ ICFの各項目の定義は、変更しないでください。)
- それぞれの項目について、「活動」で評価するか、「参加」で評価するか、または、両方で評価するか選択します。
  - ・ 「活動」: 課題や行為の個人による遂行  
コード頭文字をdをaとする
  - ・ 「参加」: 生活・人生場面への関わり  
コード頭文字をdをpとする
- 「活動」又は「参加」における、「実行状況」、「能力(支援なし)」及び「能力(支援あり)」について、それぞれ後述の評価点基準案を参考に評価を行ってください。(※ 評価基準点について、目的や選択した項目に応じて、より詳細な設定を行う必要がある場合には、「設定内容」、「独自の設定であること」及び「当該設定とした理由」を、明らかにしてください。)

### ICFの「活動」と「参加」の項目

#### 【活動】

表記: 「a評価項目コード. ①②③」

- ① 実行状況  
→ 活動の実行状況評価
- ② 能力(支援なし)  
→ 活動の能力評価
- ③ 能力(支援あり)  
→ 活動の能力評価

#### 【参加】

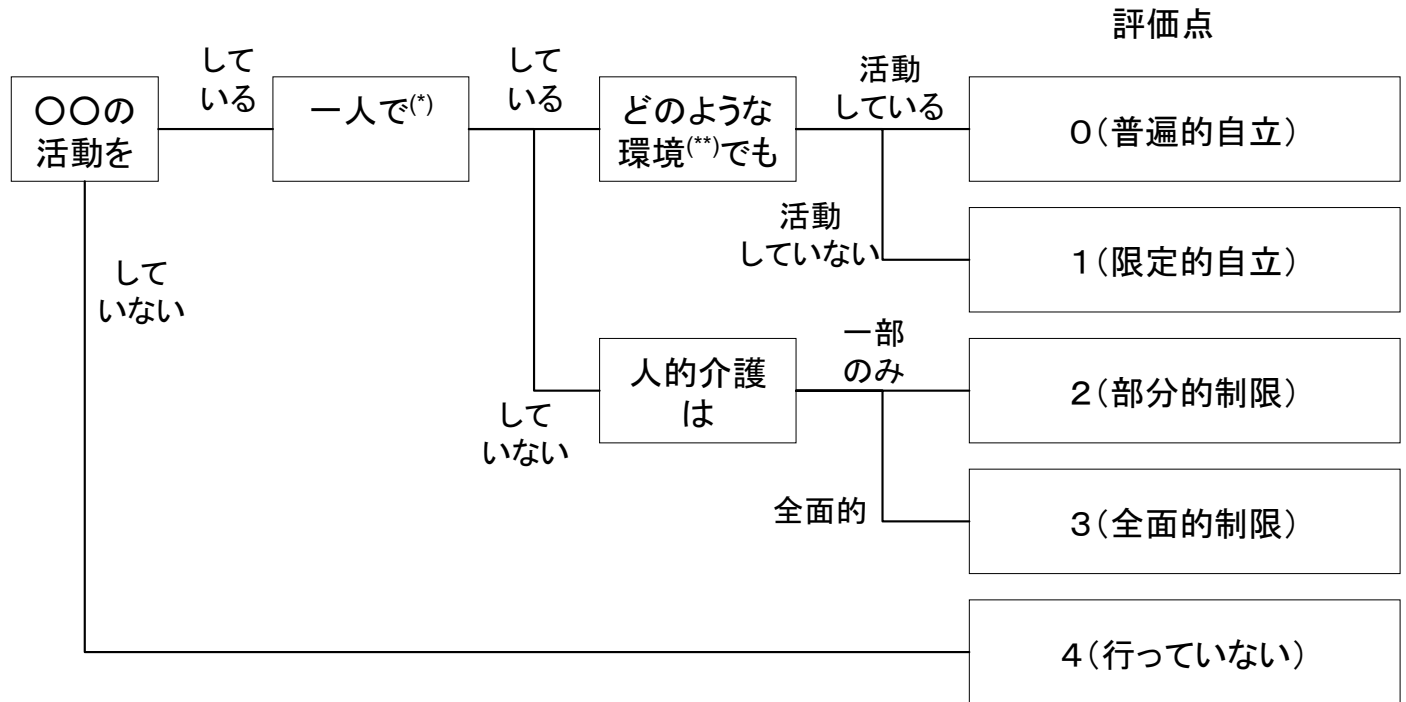
表記: 「p評価項目コード. ①②③」

- ① 実行状況  
→ 参加の実行状況評価
- ② 能力(支援なし)  
→ 参加の能力評価
- ③ 能力(支援あり)  
→ 参加の能力評価

## 活動の実行状況評価点基準(案)

- ・ 活動の実行状況： 個人が現在の環境のもとで行っている活動の状況
- ・ 活動評価項目コードのポイント以下第1位で使用します。

### 〇〇の活動に関して



(\*)見守り等が必要な場合には、一人でしていないを選択

(\*\*)生活の場(当人の状況に応じて自宅、自宅の一部、病院、施設など)以外での環境

### <使用例>

#### ○ a4600「自宅内の移動」

→特段部屋を限定することなく自分で移動している。

a4600.0

#### ○ a4601「自宅以外の屋内移動」

→かかりつけの病院とデイケアセンター内でのみ移動している。その他の場所には、特段行っていない。

a4601.1

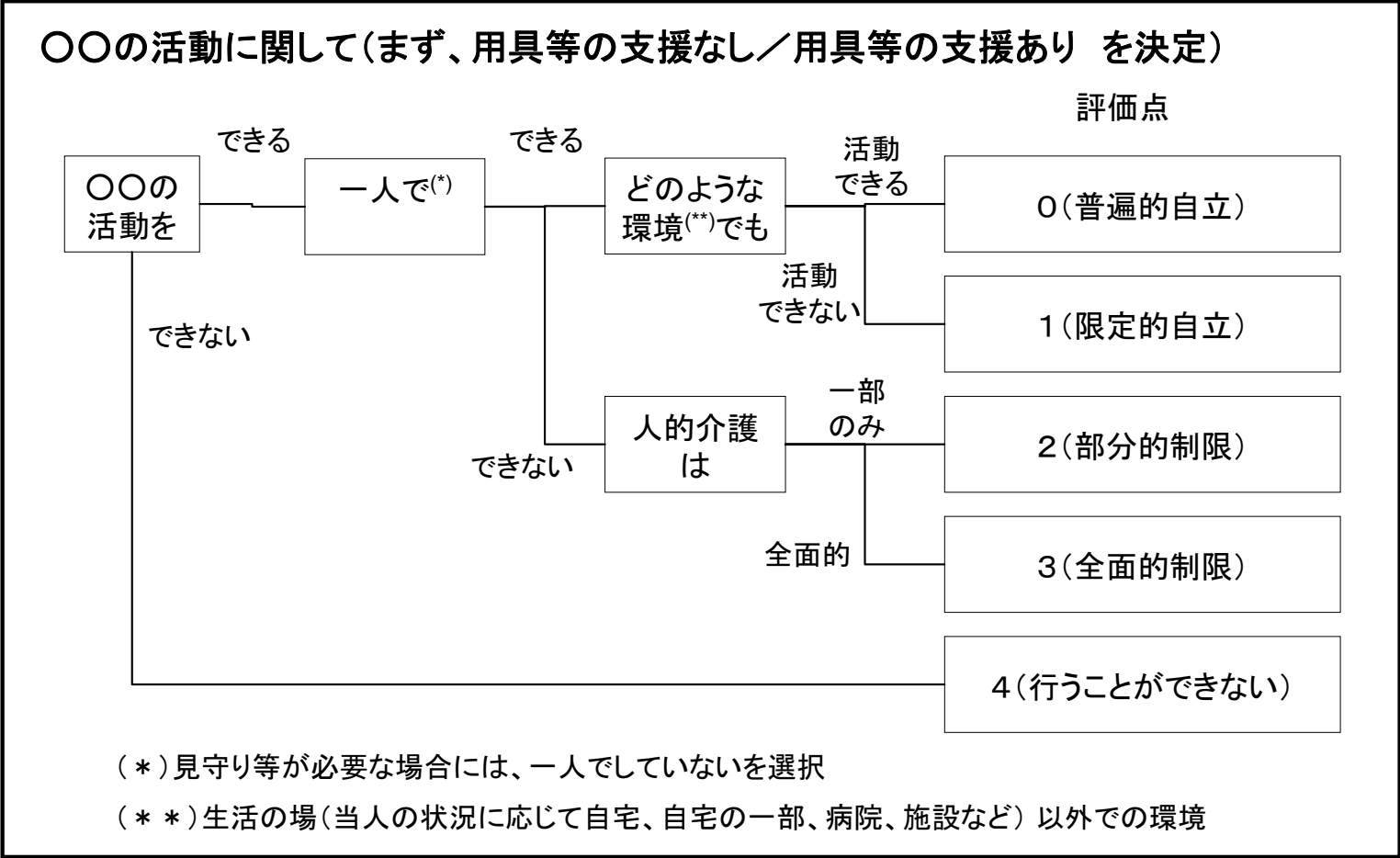
#### ○ a4602「屋外の移動」

→屋外は車いすを使用しているため、地面が平坦でないところは押してもらって移動している。

a4602.2

# 活動の能力評価点基準(案)

- ・ 活動の能力： ある活動を遂行する個人の能力
- ・ 活動評価項目コードのポイント以下第2位(用具等の支援なし)または第3位(用具等の支援あり)で使用します。



## <使用例>

### ○ a4600「自宅内の移動」

→杖や車いすなどの用具を使わなくとも、特段部屋を限定することなく自分で移動できる。 a4600.000

### ○ a4601「自宅以外の屋内移動」

→室内移動は行うことができる。かかりつけ病院やデイケアセンター内であれば、用具がなくても移動できるが、初めての場所では、移動できない。車いすがあれば、屋内移動に特段制限はない。 a4601.110

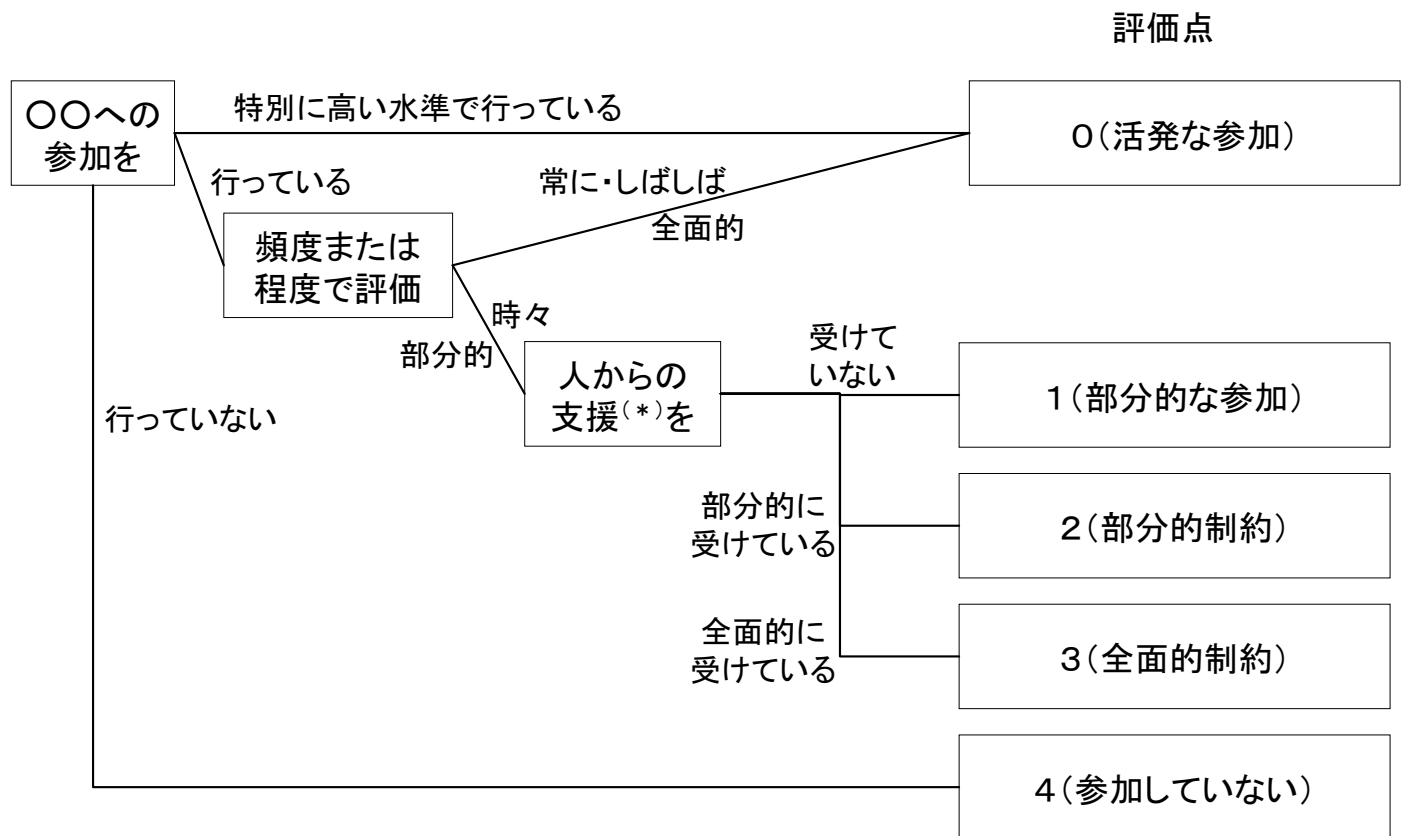
### ○ a4602「屋外の移動」

→屋外で用具なしでの歩行は、寄りかかるところがないため、誰かが見守り、時に支えなければできない。車いすがあれば、時間はかかるものの特段制限はない。 a4602.220

## 参加の実行状況評価点基準(案)

- ・ 参加の実行状況： 個人が現在の環境のもとで行っている参加の状況
- ・ 参加評価項目コードのポイント以下第1位で使います

### 〇〇への参加に関して



(\*)人からの支援:見守り等を含む。

### <使用例>

○ p850「報酬を伴う仕事」  
→非常勤として月に2回程度、仕事を行っている。 p850.1

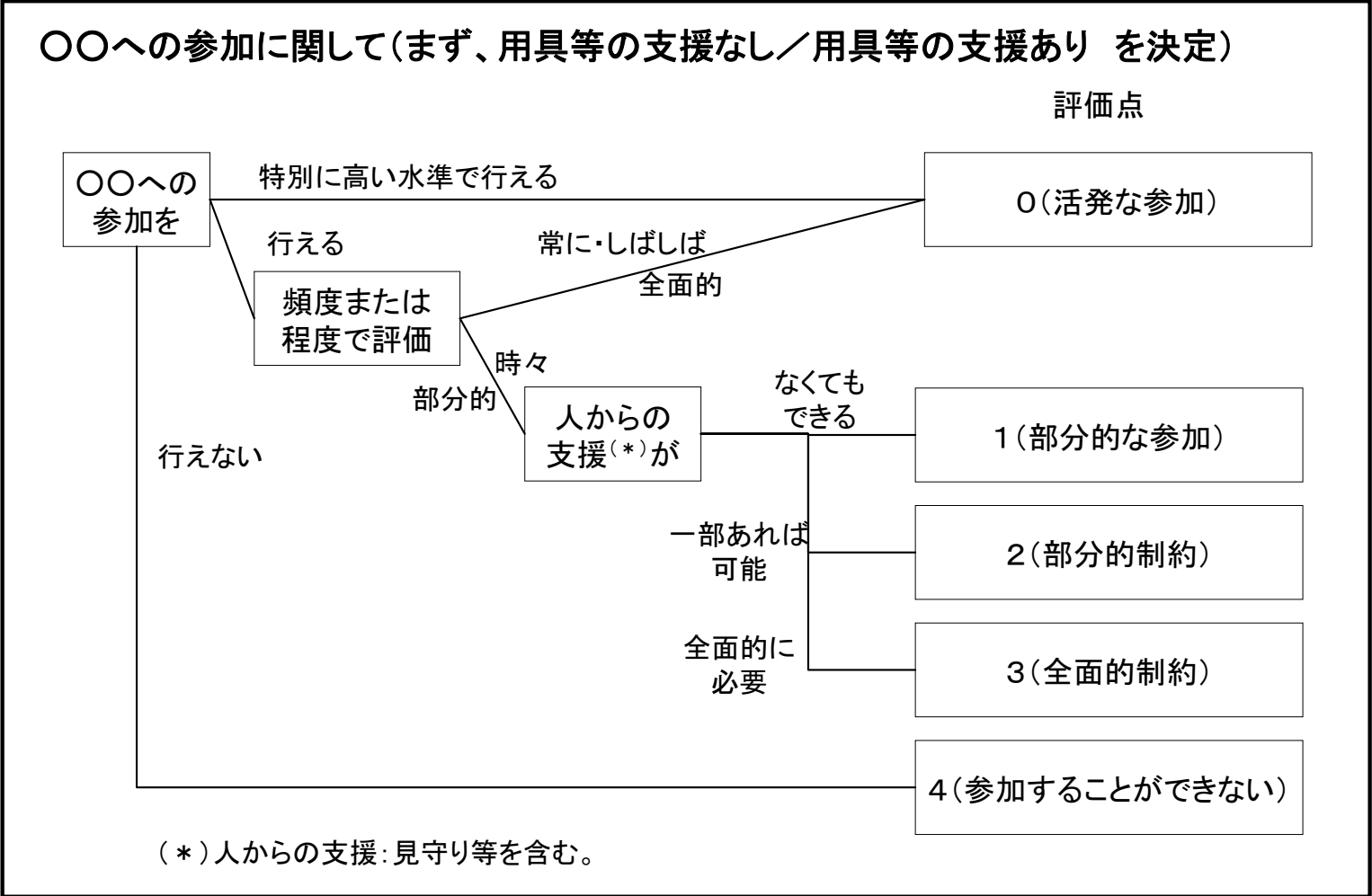
○ p855「無報酬の仕事」  
→ボランティア活動において、グループリーダーとして指導的立場で働いている。 p855.0

○ d9100「非公式団体」(\*)  
→社会的なクラブに、メンバーとして定期的に参加している。 p9100.0

(※) この項目は、共通の興味を持つ人々によって組織されたものという意であり、d9101「公式団体」(専門家の資格等によってメンバーが限定されている団体)の対になる。

# 参加の能力評価点基準(案)

- 参加の能力： ある参加を遂行する個人の能力
- 参加評価項目コードのポイント以下第2位(用具等の支援なし)または第3位(用具等の支援あり)で使用します。



## <使用例>

○ p850「報酬を伴う仕事」  
 →仕事を行うことは可能。特段用具は不要。 p850.100

○ p855「無報酬の仕事」  
 →現在、行っているボランティア活動は、長距離移動が必要であり、車いすがなければ、行うことが出来ない。 p855.040

○ d9100「非公式団体」(\*)  
 →社会的なクラブに、メンバーとして定期的に参加している。特段用具は不要。 p9100.000

(※) この項目は、共通の興味を持つ人々によって組織されたものという意であり、d9101「公式団体」(専門家の資格等によってメンバーが限定されている団体)の対になる。

## ICF 評価点使用例

目的： 個人の生活機能の変化を、本人を含めた関係者で共通認識として把握し、活動や参加における目標を設定すること  
評価点： 評価点基準暫定案平成19年3月版を使用

### 40歳男性 A さんのエピソード

- 昨年、バイクで転倒し、脊髄損傷と診断された。
  - 入院してすぐ、本人、家族、医師及び看護師等が合同で話し合いを行っている。
  - 医師らは、A さんに対し、生活機能のすべての側面に働きかけることの重要性について説明し理解を求めた。具体的には、心身機能の低下（A さんにとっては下半身の麻痺）に対する治療と、訓練によって活動制限の改善を図り、生活や人生の色々な場面へ関わっていくことについて説明した。
  - A さんのけがをする前の活動の様子を聴き、また、A さん・家族が退院したら、どのような生活をしたいのか、できるはずがないと思わずに言ってもらい、希望を確認した。
  - 医師らは A さんにできる活動（訓練時の能力）を説明し、活動や参加についての目標を共同で決定した。
- (1) 会社勤務。テニスが好きで、仕事を終わると、毎日のようにテニスを行っていた。
  - (2) 平成〇年×月△日、バイク運転中に転倒。  
そのまま病院に入院となり、脊髄損傷と診断された。下半身の麻痺となった。入院時、立ち上がることもできなかった。
  - (3) 退院時、歩くことはできなかったが、訓練により、用具を使用し立ち上がることはできるようになった。

- (4) 仕事は元々デスクワークであったため、もしできることなら戻りたいと考えていた。訓練を続けるうちに、人の介護を受けて、短距離歩行ができるようになった。
- ・ 会社側から、車いすで対応可能な職場環境の整備を行いたいと提示があった。
  - ・ Aさんは、車いすでテニスができることを知らなかったが、車いすでテニスができることを知り、調べてみたところ、車いすテニスクラブが近くにあることが分かった。
- (5) 会社に復帰できることとなった。テニスクラブに通い、車いすテニスを行うようになった。この頃には、短距離歩行について、用具を用いての歩行は完全に可能となっていた。
- 

#### 【評価点】

- (1) p850 「報酬を伴う仕事」 → 「参加」 で評価
- ・ 実行状況及び能力は「活発な参加」 p850.000
- a9201 p9201 「スポーツ」 → 「活動」 及び 「参加」 で評価
- ・ テニスに対する「活動」について実行状況及び能力は「普遍的自立」 a9201.000
  - ・ 「参加」については、地域のテニスクラブに所属しており、活発な参加」 p9201.000
- (2) a4104 「立つこと」 → 「活動」 で評価
- ・ 急性期には、全く何もできない状況であった。 a4104.444
- (3) a4104 「立つこと」 → 「活動」 で評価
- ・ 実行状況は人からの見守りが一部必要であったため「部分的制限」、能力（用具なし）としては「部分的制限」、能力（用具あり）としては、医師の診断として、可能とのことであった。 a4104.220
- a4500 「短距離歩行」 → 「活動」 で評価
- ・ 用具がなければ「全面的制限」。能力（用具あり）としては、医師の診断として、可能とのことであった。 a4500.430
- (4) p850 「報酬を伴う仕事」 → 「参加」 で評価
- ・ 能力はあるものの、この段階での参加は実現できていなかった。



p850.400

- a4500 「短距離歩行」 → 「活動」 で評価  
・ 人からの介護を受けて行うようになった。 a4500.230

- (5) p850 「報酬を伴う仕事」 → 「参加」 で評価  
・ 会社に復帰した。 p850.000

- a9201 p9201 「スポーツ」 → 「活動」 及び 「参加」 で評価  
・ テニスに対する「活動」について実行状況は「普遍的自立」、ただし、  
車いすがなければ、行うことが出来ない。 a9201.040

- ・ 「参加」については、地域のテニスクラブに所属しており、「活発な  
参加」を実現している。 p9201.040

a4500 「短距離歩行」 → 「活動」 で評価 a4500.030

## 【Aさんの生活機能の変化の推移】

(評価した項目の一部をまとめたもの。)

### ◆活動

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
a4104 「立つこと」	.000	.444	.220	.020	
a4500 「短距離歩行」	.000		.430	.230	.030
a9201 「スポーツ」	.000				.040

### ◆参加

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
p850 「報酬を伴う仕事」	.000			.400	.000
p9201 「スポーツ」	.000				.040